

青森県報

第二千八百三十五号

平成十九年
九月二十一日
(金曜日)

目 次

公 告

平成十八年度財団法人道庁県会館災害共済事業経営状況の公表	(財産管理課)	一
大規模小売店舗の新設に関する届出	(経営支援課)	一
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課)	二
右 同	(同)	三
出先機関		
土地改良区の役員の住所変更	(青東地域 県民局)	三
土地改良区の役員の就任及び退任	(同)	三
右 同	(同)	三
土地改良区の清算人の退任	(三八地域 県民局)	四
土地改良区の役員の就任及び退任	(同)	四
土地改良区の役員の退任	(同)	五
土地改良区の役員の就任及び退任	(同)	五
選挙管理委員会		
政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の一部訂正	(事務局)	六
右 同	(同)	七
右 同	(同)	八

正 誤

平成十九年八月二十二日定例告示中……………(林政課) 九

公 告

平成十八年度財団法人道庁県会館災害共済事業経営状況の公表

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の第二項の規定により財団法人道庁県会館から平成十八年度の災害共済事業の経営状況について次とおり通知があったので、同条第三項の規定により公表する。

平成十九年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 建物共済事業

分担金その他の収入 一、七四一、七四七、八九三 円

災害共済金、経費その他の支出 一、一一九、七二〇、四五五 円

正味財産 二二、〇四七、三六八、九六四 円

二 機械損害共済事業

分担金その他の収入 五五六、九一九、八八〇 円

災害共済金、経費その他の支出 二四二、〇〇九、七九七 円

正味財産 六、六六〇、二三〇、〇八三 円

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (仮称)むつ旭町ショッピングセンター
むつ市旭町一七七の二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十年五月一日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
三、五八二平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
一九四台(位置は、届出書添付図面のとおり)
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
一〇三台(位置は、届出書添付図面のとおり)
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
二四〇・七平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
四六・一四立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前九時(お盆・年末等の一定期間は午前五時) 閉店時刻 午後十一時
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分(お盆・年末等の一定期間は午前四時三十分) から午後十一時三十分まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
三か所(位置は、届出書添付図面のとおり)

- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで
 - 八 届出年月日
平成十九年八月三十一日
 - 九 届出書及び添付書類の縦覧
 - 1 場所
青森県商工労働部経営支援課及びむつ市役所
 - 2 期間
平成十九年九月二十一日から平成二十年一月二十一日まで
 - 3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。
 - 十 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
 - 1 提出期限
平成二十年一月二十一日
 - 2 提出先
青森県商工労働部経営支援課
 - 3 記載事項
 - (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
 - (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (三) 意見及びその理由
 - 4 言語
意見書は、日本語により記載すること。
- ~~~~~
- 県営土地改良事業計画の決定
- 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、二本柳地区の県営土地改良事業(かんがい排水事業)計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。
- 平成十九年九月二十一日

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
 - 二 縦覧の期間
平成十九年九月二十五日から同年十月二十三日まで
 - 三 縦覧の場所
五所川原市役所
- 青森県知事 三 村 申 吾

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、下福原地区の県営土地改良事業（一般農道整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年九月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十九年九月二十五日から同年十月二十三日まで
- 三 縦覧の場所
つがる市役所

出 先 機 関

土地改良区の役員の住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、原別土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年九月二十一日

区役員の 氏名	住 所	住所変更の 年月日
理事 小笠原義一	旧住所 青森市大字泉野字内野二五の一 新住所 青森市原別八丁目五の二四	平成二〇・一

東青地域県民局長 中 島 久 宜

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、蟹田町土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年九月二十一日

東青地域県民局長 中 島 久 宜

区役員の 氏名	住 所	就任及び退任 の年月日
監事 横山 廣光 鈴木 勝彦	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田小国品吉一八 字蟹田小国岩井一三	平成一九・四・二就任 一六・三・一六退任

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、平館村土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年九月二十一日

東青地域県民局長 中 島 久 宜

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	田村 力	東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎沢一〇の四	平成 一九・四 八就任
	若佐 勉	字平館根岸湯の沢二二七	
	前田 清秀	字平館野田鳴川一三〇	
	福井 敏行	字平館門の沢八八	
	鷲尾 三三夫	字平館野田鳴川二三一	
	木村 梅吉	字平館野田山下一〇二の	
	高坂 英男	字平館後田五〇	
	米谷 茂樹	字平館根岸山居八一	
	藤田 千歳	字平館野田山下一四三の	
	藤田 寿逸	字平館野田鳴川三七の一	
	藤田 實	字平館野田山下一四四の	
	高坂 義弘	字平館後田七二	
監 事	小 鹿 三 佐 工 門	字平館弥蔵釜六九の一	
	前田 淳	字平館根岸小川六六	
	藤田 進	字平館野田山下八九の三	
	木村 章	字平館野田鳴川二七	一 九 ・ 四 七退任
	田村 力	字平館石崎沢一〇の四	
	藤田 文夫	字平館野田山下八九の四	
	前田 清秀	字平館野田鳴川一三〇	
	福井 敏行	字平館門の沢八八	
	若佐 勉	字平館根岸湯の沢二二七	
	米谷 弘文	字平館後田四二	
	木村 梅吉	字平館野田山下一〇二の	
	木村 克義	字平館野田鳴川七四の一	
	米谷 茂樹	字平館根岸山居八一	

高坂 英男	字平館後田五〇	
鷲尾 三三夫	字平館野田鳴川二三一	
小 鹿 三 佐 工 門	字平館弥蔵釜六九の一	
前田 淳	字平館根岸小川六六	
藤田 進	字平館野田山下八九の三	

土地改良区の清算人の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した西八戸平土地改良区から、次のとおり清算人の退任の届出があったので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公告する。

平成十九年九月二十一日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

氏 名	住 所	退 任 の 年 月 日
窪田長三郎	八戸市大字河原木字大谷地一の一	平成 一 九 ・ 一 一

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、三戸土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同法第十七項の規定により公告する。

平成十九年九月二十一日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日

理事	山下 正一	三戸郡三戸町大字貝守字南一ノ渡一	平成一九・四・三就任
監事	坂本 登	南部町大字小向字正寿寺七八	
	大村 正一	三戸町大字豊川字久保二の一	
	飯豊 勇	大字斗内字柳沢四一	
	船場 秀見	大字梅内字村中一	
	田畑 良一	大字川守田字川代八の一	
	石亀 健	大字六日町五	
	佐藤 達男	大字斗内字森ノ上三九の二	
	高原 陸巳	大字梅内字上野平一の一	
	水梨重二男	大字川守田字南元才一の四	
	坂本 良一	大字斗内字上別当沢九	
	西村 信情	南部町大字赤石字前田三六の一	
	松原 一夫	三戸町大字豊川字下村中の一	
	山下 義明	大字泉山字中野六の一	
	道頃 和男	南部町大字沖田面字上村三	
	白山 英昭	三戸町大字川守田字草鞋平五八	
	水梨 啓一	大字斗内字沢田六の一	
	奥山 竹男	字野月二九	
	本木 実	大字梅内字留ヶ崎三四の一	
	工藤 洋一	大字袴田字上屋敷一	
	佐々木義郎	南部町大字沖田面字千刈七二の一	
	遠藤 太悦	三戸町大字梅内字遠藤六一	
	中村 存	大字斗内字丹内坪二七	
	山下 正一	大字貝守字南一ノ渡一	一九・四・三退任
	坂本 登	南部町大字小向字正寿寺七八	
	大村 正一	三戸町大字豊川字久保二の一	
	飯豊 勇	大字斗内字柳沢四一	
	船場 秀見	大字梅内字村中一	
	田畑 良一	大字川守田字川代八の一	
	石亀 健	大字六日町五	
	佐藤 達男	大字斗内字森ノ上三九の二	

監事	中村 存	三戸郡三戸町大字斗内字丹内坪二七	
	船場 正男	三戸町大字梅内字川原三	
	佐々木義郎	南部町大字沖田面字千刈七二の一	
	工藤 洋一	大字袴田字上屋敷一	
	奥山 竹男	字野月二九	
	水梨 啓一	三戸町大字斗内字沢田六の一	
	道頃 和男	南部町大字沖田面字上村三	
	山下 義明	大字泉山字中野六の一	
	松原 一夫	三戸町大字豊川字下村中の一	
	西村 信情	南部町大字赤石字前田三六の一	
	坂本 良一	大字斗内字上別当沢九	
	水梨重二男	大字川守田字南元才一の四	
	高原 陸巳	大字梅内字上野平一の一	

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、福地土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年九月二十一日

三八地域農政局長 中 島 勝 彦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
監事	夏坂嘉太郎	三戸郡南部町大字福田字山道一五	平成一九・六・三〇

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、天満下土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十

七項の規定により公告する。

平成十九年九月二十一日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	沢田 良一	三戸郡五戸町大字上市川字上市川四の一	平成一九・八・三就任
"	中里 俊男	" 字赤川川原八	"
"	山田 雄一	" 字石仏三六の一	"
"	豊川 敏雄	大字切谷内字佐野七	"
"	原 博	大字上市川字上市川三	"
"	久保田松雄	大字切谷内字切谷内村八	"
"	田代 金徳	大字上市川字上市川三三	"
"	新井山義哉	大字切谷内字切谷内村七	"
"	原 光成	大字上市川字上市川一五	"
"	中里 和夫	" 字中坪三二の一	"
"	類家 力	大字切谷内字高蒲川後二	"
"	佐々木 寿一郎	" 字粒ヶ谷地二	"
監事	新井山尊士	" 字淋代四七の一	"
"	沢田 勝雄	大字上市川字附柳八	"
"	大久保修一	大字切谷内字高蒲川前谷	"
"	原 義勝	大字上市川字高田七	"
"	山田 雄一	字石仏三六の一	一九・八・三退任
理事	豊川 敏雄	大字切谷内字佐野七	"
"	中里 俊男	大字上市川字赤川川原八	"

"	沢田 栄一	" 字順礼森二二	"
"	原 博	" 字上市川三	"
"	久保田松雄	大字切谷内字切谷内村八	"
"	川崎 進	" 字粒ヶ谷地三	"
"	田代 金徳	大字上市川字上市川三三	"
"	新井山義哉	大字切谷内字切谷内村七	"
"	中里 寿孝	大字上市川字赤川川原一	"
"	佐々木 博	大字切谷内字中高蒲川五	"
監事	類家 一男	" 六	"
"	田代 丈夫	大字上市川字上市川二一	"
"	新井山尊士	大字切谷内字淋代四七の一	"
"	原 光成	大字上市川字上市川一五	"

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第九十八号

平成十六年一〇月二十九日青森県選挙管理委員会告示第六十三号（政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成十九年九月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政治団体の収支報告書の要旨の平成15年分③その他の政治団体のア統括表津島雄二
後援会の項中

558,300	558,300
73,082	73,082
2,926,287	2,926,287
14,460,705	3,772,038
18,018,374	7,329,707
1,265,417	11,954,084

1,265,417	11,954,084
-----------	------------

青森県選挙管理委員会告示第五号

平成十八年七月二十八日青森県選挙管理委員会告示第六十三号（政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成十九年九月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政治団体の収支報告書の要旨の平成17年分③その他の政治団体のア統括表津島雄二
後援会の項中

36,571,060	36,571,060
4,171,060	4,171,060
32,400,000	32,400,000
32,692,633	32,692,633

を

訂正する。

2,611,200	2,611,200
200,279	200,279
5,429,080	5,429,080
18,921,387	4,954,967
27,161,946	13,195,526
5,530,687	19,497,107

5,530,687	19,497,107
-----------	------------

平成 二八 三三 号	發 行 年 月 日
告 示	区 分
第 六 一 九 号	番 号
三	ジ ベ ー
下	段
九	三
行	誤
及 び 関 係 市 村 役 場	(国 有 林。)
並 び に む つ 市 役 所 及 び 佐 井 村 役 場	(以 上 一 筆 国 有 林。)
	正

正
誤

林
政
課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭